

【重要】学校において予防すべき感染症に罹ったとき

学校保健安全法施行規則により「学校において予防すべき感染症」が定められています。これらの疾患に罹った時は、必ず下記連絡先まで報告し、診察した医師の指示する期間は登校せず療養してください。

◆ 奈良教育大学 連絡窓口 ◆ 電話連絡は、土日祝を除く 午前8時30分～午後5時15分まで
保健センター Tel: 0742-27-9138 E-mail: hoken@nara-edu.ac.jp

※ 学期試験欠席の場合

各学期試験期間中の罹患に関しては、医師の診断書を添えて教務課に『**追試験受験願**』を提出する必要があります。
各学期の試験期間終了後、1週間以内の出願期限となりますのでご注意ください。

※ 集中講義・授業等を欠席する場合の注意事項

必ず各自で授業を担当する教員まで学内メール・電話等により連絡し、教務上の指示を得てください。

教員への連絡先がわからない場合は、教務課までお問い合わせください。

Tel:0742-27-9124 E-mail: kyoumu@nara-edu.ac.jp 電話連絡は、土日祝を除く 午前8時30分～午後5時15分まで

※ 欠席届 連続6日以上休む場合は、医師の診断書を添えて学生支援課まで提出してください。

Tel:0742-27-9128 E-mail: service1@nara-edu.ac.jp 電話連絡は、土日祝を除く 午前8時30分～午後5時15分まで

【学校において予防すべき感染症及び出席停止期間の基準】

種別	病名	出席停止期間の基準(登校が再開できる基準)
第1種	エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, 痘そう, 重症急性呼吸器症候群(SARS), 南米出血熱, ペスト, マールブルグ病, ラッサ熱, ジフテリア, 急性灰白髄炎(ポリオ), 中東呼吸器症候群, 特定鳥インフルエンザ, 指定感染症 及び新感染症	完全に治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過(発症日を 0 日目とカウント)し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過(軽快した日を 0 日目とカウント)するまで
	インフルエンザ ※特定鳥インフルエンザを除く	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺顎下線または舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消失後2日を経過するまで
第3種	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ, 細菌性赤痢, 腸チフス, パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症(O-157 など) 流行性角結膜炎(はやり目) 急性出血性結膜炎 ※その他の感染症(マイコプラズマ感染症, 溶連菌感染症, 感染性胃腸炎, 伝染性紅斑 など) の出席停止等の扱いについては医師の判断による	医師が感染のおそれがないと認めるまで